

第5回 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会

2025(令和7)年9月22日(月) 午後2時から午後4時
さくらリサイクルセンター 大会議室

(報告事項) (1)基本構想策定のスケジュール
(2)検討委員会の流れについて

基本構想 (案)
該当ページ

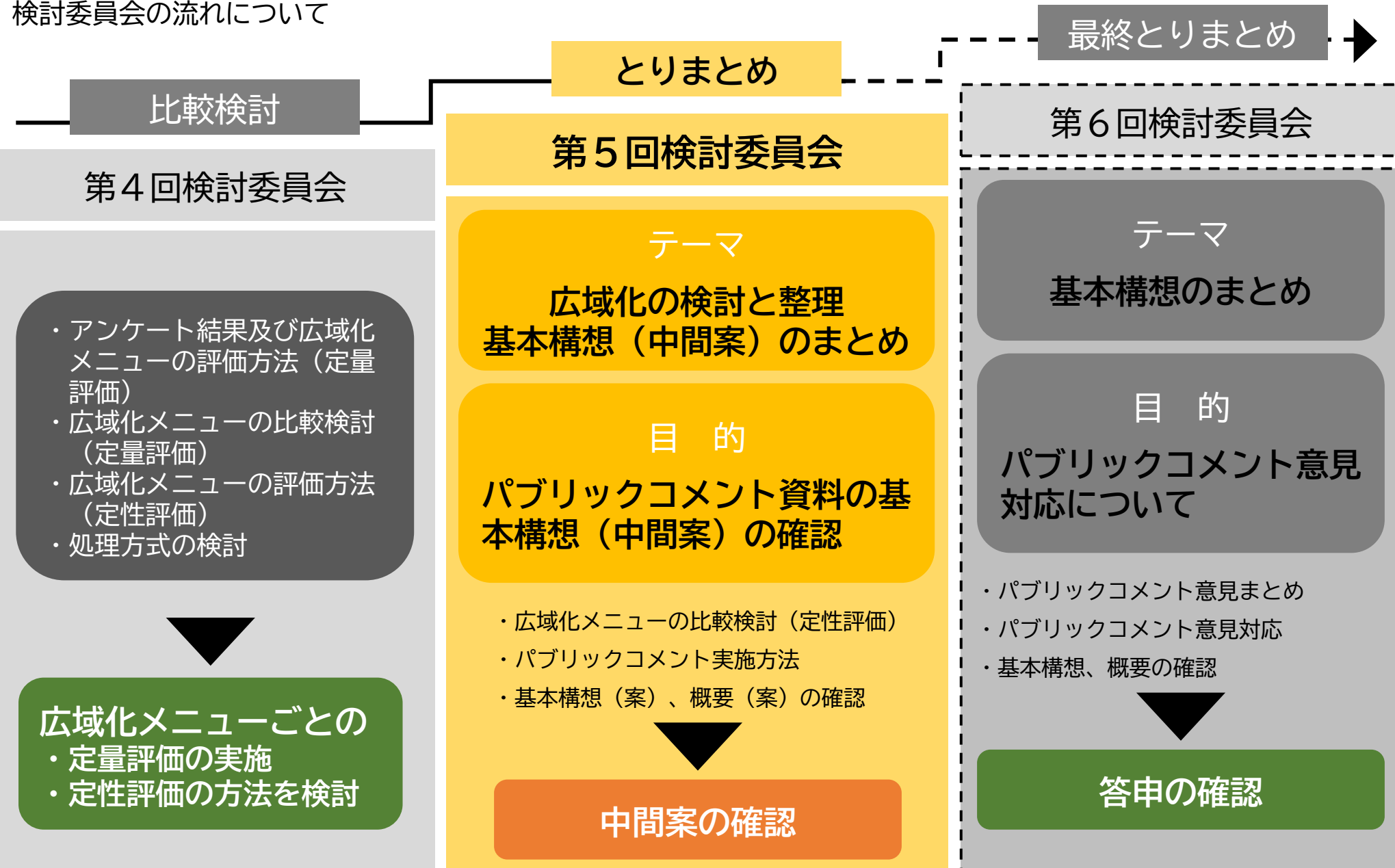
(検討事項) (1)広域化メニューの比較検討(定性評価)
(2)基本構想及び概要版の中間案の確認

P.139～P.141

(確認事項) ・パブリックコメントに関するスケジュール及び実施方法

実施工程	令和6年度								令和7年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 基礎調査																				
2 広域化に向けた現状分析																				
3 将来予測(ごみ量、ごみ質)																				
4 ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討																				
(1) 広域化メニューの抽出																				
(2) ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討																				
5 広域化の検討と整理																				
(1) 計画目標の設定																				
(2) ごみ処理施設の整備方針																				
施設規模の設定																				
処理方式の検討																				
施設整備概要、環境保全目標の検討																				
(3) 組織運営体制(事業方式)																				
(4) 実施スケジュール																				
(5) 財政計画																				
(6) その他の留意事項																				
6 パブリックコメント																				
7 基本構想の整理																				
8 検討委員会等 (協議会 ◆、委員会 ■)				■				■	◆			■	◆	今回 ■	◆			■	◆	◆
9 最終とりまとめ (最終修正・印刷製本)																				

検討委員会の流れについて



第4回検討委員会の意見を踏まえて、定性評価の視点を以下のとおりとしました。
なお、追加した評価の視点は赤字箇所となります。

定性的な比較評価項目

項目	評価の視点
環境負荷への配慮	収集運搬車による用地周辺に対する影響（騒音、振動、交通量等）
	施設が用地周辺に及ぼす環境負荷（排出ガス等）
地域の活性化	事業活動の誘致による地域の活性化の期待
	余熱利用の地域還元（発電、温水供給等）
運営体制継続性	安定的な運営体制の確保
	廃業リスク
	ごみ量への柔軟な対応
施設に対する公共の関与	公共の適切な関与による住民の安心感
	災害発生時の臨機応変な対応
用地確保に係る住民理解	用地確保に係る住民理解

※評価項目は、環境省公告の広域化・集約化に係る手引き及び通知等を基に設定

(1)広域化メニューの比較検討(定性評価)

■定性評価

P.5で設定した定性的な比較評価項目に基づき、広域化メニューを比較検討した案は以下のとおりです。

事業方式 評価項目	組合設立	民間活用	
	公設公営(運転委託)・公設民営(DBO)	公民連携	外部委託
環境負荷への配慮	・他の方式と比べ、収集運搬車が施設に出入りする台数が最も少なく、用地周辺に対する影響(騒音、振動等)が最も小さいと想定される。 ・法令等に基づく環境保全目標を満たす施設となるが、焼却施設から発生する排出ガス等による用地周辺への環境負荷は想定されるため、慎重な対策が必要。	・産業廃棄物の収集運搬車も走行するため、施設に出入りする車両台数が増大し、用地周辺に対する影響が最も大きい。 ・法令等に基づく公害防止基準を満たす施設となるが、焼却施設では一般廃棄物に加え産業廃棄物の処理が想定されるため、発生する排出ガス等の量は多く、組合設立の方式と比べより慎重な対策が必要。	・中継施設への運搬後に民間のごみ焼却施設までの運搬業務が必要となるため、施設に出入りする収集運搬車の台数が増加し、中継施設の用地周辺への影響が大きい。 ・焼却施設の建設をしないため、他の方式と比べ、排出ガス等の新たな用地周辺への環境負荷の発生が少ない。
地域の活性化	・新たに施設を建設し、運営を行うことにより地域での雇用の可能性が広がり、地域の活性化が期待される。 ・焼却施設を建設するため、余熱利用(発電、温浴施設への熱供給等)の計画によっては地域への還元が可能。 ・ごみ処理事業として、公共が事業を実施するため、それに係る固定資産税等の税収入の増加は見込まれない。	・一般廃棄物に加え、産業廃棄物も処理する大規模な施設となり、組合設立の方式と比べ施設に関連する人が増加し、地域内消費や地域での雇用が期待される。 ・事業者との協定の内容によるが、焼却施設を建設するため、余熱利用(発電、温浴施設への熱供給等)による地域への還元が可能。ただし、運営は民間事業者となるため、費用等の負担については要検討。 ・ごみ処理事業として、民間が事業を実施するため、それに係る固定資産税等の税収入の増加は見込まれる。	・全国各地から廃棄物処理を受託する大規模な民間の事業者が圏域内に存在するため、既に地域での雇用が創出されている。 ・新たな建設及び運営は中継施設とリサイクル施設のみとなるため、余熱利用(発電、温浴施設への熱供給等)による地域への還元ができない。 ・可燃ごみの既存民間処理事業者への処理委託以外のごみ処理事業は、公共が事業を実施するため、それに係る固定資産税等の税収入の増加は見込まれない。

事業方式 評価項目	組合設立	民間活用	
	公設公営(運転委託)・公設民営(DBO)	公民連携	外部委託
運営体制継続性	・長期的な契約が想定されるため、安定的な運営体制の継続が可能。 ・公共の施設となるため、他の方式と比べ、民間事業者の廃業が安定したごみ処理の継続に影響する可能性が低い。 ・4市町村で施設を運営するため、施設の大規模修繕等は全て4市町村の負担で実施する必要がある。 ・人口減少に伴い可燃ごみの量が減少する場合、施設規模に対して処理量が不足し、処理の効率が落ちる可能性がある。	・事業者との協定により長期的な契約が想定されるため、安定的な運営体制の継続は可能と考えられる。 ・民間事業者が所有する施設となるため、組合設立の方式と比べ、民間事業者の廃業が安定したごみ処理の継続に影響する可能性がある。 ・施設は民間事業者の所有であるため施設の大規模修繕等については、全て民間事業者の負担で実施となる。 ・可燃ごみの処理は人口減少に伴いごみ量が減少したとしても、産業廃棄物処理量を増加させる等の柔軟な対応により、効率的な処理が可能。	・可燃ごみの処理委託契約はヒアリング結果により、単年度が推奨されていることから、長期間継続的に受け入れ可能か保証されていない。 ・焼却施設は、民間事業者が所有する施設となるため、組合設立の方式と比べ、民間事業者の廃業が安定したごみ処理の継続に影響する可能性がある。 ・焼却施設は民間事業者の所有であるため施設の大規模修繕等については、全て民間事業者の負担で実施となるが、中継施設とリサイクル施設は4市町村で運営するため、4市町村の負担で実施する必要がある。 ・可燃ごみの処理は人口減少に伴いごみ量が減少したとしても、廃棄物の処理量を増加させる等の柔軟な対応により、効率的な処理が可能。
施設に対する公共の関与	・施設の運営委託を行うが、公共事業として行政職員が運転状況を適切に監視するため、他の方式と比べ住民の安心感が確保できる。 ・事業主体が公共であり、災害発生時に行政職員が施設運営に関与することが可能であるため、他の方式と比べ迅速な意思決定等を行うことができ、臨機応変な対応が可能である。	・民間事業者が所有する施設となるため、組合設立の方式と比べ、公共が施設の運転状況を適切に監視する体制について、十分に想定をしておく必要がある。 ・事業主体が公共でないことから、災害発生時に行政職員が施設運営に関与することが難しく、迅速な意思決定等、臨機応変な対応には連携協定があったとしても課題が残る。	・可燃ごみの処理は、民間事業者が所有する既存施設を活用するため、公共が運転状況を適切に監視することが組合設立の方式と比べ困難となる。 ・可燃ごみの処理は事業主体が公共でないことから、災害発生時に行政職員が施設運営に関与することが難しく、迅速な意思決定等、臨機応変な対応には連携協定があったとしても課題が残る。
用地確保に係る住民理解	・一般廃棄物のみを処理対象とするが、廃棄物処理施設の用地確保において、住民理解を得ることは容易ではない。	・廃棄物処理施設の用地確保において、住民理解を得るのは容易ではないのに加え、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も受け入れることについて住民理解を得る必要がある。	・新たな建設は中継施設とリサイクル施設のみとなるが、廃棄物処理施設の用地確保において、住民理解を得ることは容易ではない。

(2)基本構想及び概要版の中間案の確認

基本構想及び概要版の中間案は別冊資料のとおりです。

基本構想の重点を抽出した概要版を用いて、内容確認を行います。

なお、基本構想中間案から抽出した重点項目は以下のとおりです。

基本構想中間案の重点項目		主な内容	概要版該当ページ
1	はじめに	・基本構想の策定に至った経緯	P. 1
2	基礎調査	・基本構想とは ・基本構想の位置付け、考え方、計画期間の整理	P. 1～P. 2
3	ごみ処理システムの現状と課題	・広域化を検討する上での課題の整理	P. 2
4	広域化に向けた現状分析	・基本構想上のごみ分別区分案の設定	P. 2
5	将来予測	・将来の各施設の中間処理量を設定	P. 3
6	ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの検討	・アンケート結果等を基に広域化メニューを定量面と定性面の両視点から評価 ・収集運搬費	P. 4～P. 9
7	広域化の検討と整理	・施設規模の設定 ・処理方式の抽出 ・環境保全目標の設定 ・実施スケジュール ・財政計画 ・費用負担方法	P. 9～P. 13
8	その他の留意事項	・その他の留意事項の整理	P. 14
9	用語集	・用語の整理	P. 15～P. 16

パブリックコメントに関するスケジュール及び実施方法は以下のとおりです。
なお、意見の募集期間は10月下旬から11月下旬の1か月間としています。

■スケジュール

日 程	内 容
令和7年10月中旬	第4回検討協議会で以下について確認 ・基本構想及び概要版の中間案 ・パブリックコメントの実施方法
令和7年10月下旬	・基本構想及び概要版の中間案の公表 ・パブリックコメント(意見の募集)を開始
令和7年11月下旬	・パブリックコメント(意見の募集)の締切
令和8年1月	・第6回検討委員会でパブリックコメントの意見対応について検討
令和8年1月	・パブリックコメントの意見を反映した基本構想及び概要版の完成

■実施方法

閱 覧 場 所:各市町村HPで公表
各市町村役場、支所、市民センター、関係部署等に冊子を用意

閱 覧 時 間:各市町村HPは24時間
:各市町村役場、支所、市民センター、関係部署等は業務受付時間内

意見提出方法:メール、書面、ウェブフォームにて担当課へ提出